

「小樽市債権管理条例(原案の概要)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- | | |
|----------------------|---------|
| 1 意見等の提出者数 | 18人、1団体 |
| 2 意見等の件数 | 27件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 0件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方 | |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	債権放棄について、事後に議会報告となっているのは、民主主義に反しており、大いに問題があると思う。債権が膨大と言うならば、年度ごとに、予め、債権放棄するべきと思われる事案や可能性の高い事案を集計し、それをまとめて議会で議決してから、随時債権放棄するのが順当であると思う。	地方自治法においても、条例に特別の定めを設けることにより、議決無しでの債権放棄が認められていることから、相応の徴収努力をしても徴収できないことが明らかであるものだけに限定した中で、議決無しで債権放棄できるように本条例にて規定することは、法令に則ったものであり、民主主義に反するものとは考えておりません。 なお、後段で御指摘の「予め、債権放棄するべきと思われる事案や可能性の高い事案を集計し、それをまとめて議会で議決してから、随時債権放棄」につきましては、議会では個別案件ごとに債権放棄そのものを議決するものであり、議決後直ちに債権は消滅してしまうことから、議決後に随時債権放棄するという形にはならないものであります。
2	・滞納処分、強制執行、猶予にあたり、納入資力の有無はどのような基準で判断するのか、基準は誰がどのように決めるのか等が曖昧で、処理基準の統一に支障があるのではないかと。 ・資力の有無は誰がどのような基準で決めるのか。(4件)	納入資力の有無につきましては、それぞれ個々の状況により異なるため、統一的な基準を設けて判断することはいたしません。徴収部門において給与、年金、自営等、債務者の収入状況、所有不動産や預貯金の有無などの財産状況、生活実態等を総合的に勘案して判断してまいりたいと考えております。
3	債権放棄について、債務者の所在が不明であったり、そもそも債務者が誰なのかも分からなくなっている場合の規定がないように感じる。	債務者が行方不明等の場合は、地方自治法に基づく「徴収停止」の措置をとることが可能であることから、本条例の債権放棄の条件の一つである「(6) 徴収停止の措置を執った後、相当の期間を経過しても履行される見込みがないとき」に該当するとして債権放棄することが可能です。
4	・市民にばかり厳しい取立てになるのではないかと。 ・市民の中には、正当な理由なく滞納したり督促にこたえず、不払いの者もいるかもしれないが、払いたくても払えない人も多いのではないかと。 ・個々の事情を無視して一方的に取り立てるような条例には反対である。 ・機械的、画一的な取り立てをすすめることになる債権管理上例の制定には反対である。(16件)	債権につきましては、個人・法人問わず、納付いただくのが原則であります。しかしながら、本条例においては、資力がなく、納付できないやむを得ない理由がある場合には、法令に則り、徴収を停止したり分納を認めたりすることについても規定しますので、個々の状況は無視して一方的に取り立てる趣旨の条例ではございません。
5	・期限内に納めた人との公平性を保つためと言うが、生活が苦しく払いたくても払えない人もいるのではないかと。 ・生活環境が異なる人に対し、何をもち「公平性」というのか。(2件)	税やその他債権の徴収についての原則的な考え方として「市民負担の公平性」をうたっているものでありますが、どのような財産状況・生活実態の人であっても同様に徴収するという趣旨ではありません。債権の回収は債務者の財産状況等によってその対応方法は変わっていくものであり、本条例にもそのように規定するものであります。
6	市の「債権管理条例」案には臨戸の姿勢が見られない。臨戸を徹底し、市民の生活実態に沿いながら、市民の理解と認識を高め、納入の約束をつくる努力こそが市民から信頼される行政運営となり、市民本意の地方自治体の姿勢ではないかと。	臨戸につきましては、財産調査や本人からの収入状況の聞き取りなどと併せ、債務者の実態把握の手段の一つであり、特に本条例に規定するものではありません。

No.	意見等の概要	市の考え方等
7	台帳の整備を義務付けると言うが、一般業務の範 ちゅうであり、義務付けなければならないことがおか しいのではないか。	債権を正確に把握するためには、債権管理に関する情報の記録 が重要ですが、各債権所管課によって把握している情報の項目 が異っており、場合によっては必要な項目が欠けていることもあ ることから、最低限把握しておくべきことを定め、台帳として整備す ることを義務付けるものです。
8	滞納者情報の利用について、個人情報漏えいの危 険があるのではないか？	滞納者情報の利用に当たっては、各種法令等の規定を遵守し、 かつ外部等に情報の漏えいがないよう、個人情報の管理に万全を 期します。

※その他意見

- ・その他、平成29年度に納税課内に設置した「税外収入徴収一元化組織」に関する意見などもありました。